

概要版

亀岡市 子どもの貧困対策推進プラン

～ 子どもたちの権利と育ちを応援するまち かめおか ～



令和4年3月
亀岡市

1 計画の基本的な考え方

本市では、平成30年12月に、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利が保障されることを目的とした「亀岡市子どもの権利条例」を制定し、子どもの権利を大切にすることが本市のまちづくりに息づくことで、すべての市民が支えあいながら心豊かに暮らせる地域社会の実現をめざしています。

本市では、要保護児童・生徒数は、減少傾向にあるものの、児童虐待通報件数は増加傾向であるなど、日常生活に困難を抱える子どもがいる状況となっています。

また、今回実施した子どもの生活状況調査から、生活に困難を抱える世帯の子どもにおいては、生活習慣に関する課題や学習面での課題に加え、自己肯定感が低い傾向がみられ、子育て世帯の貧困が子どもの育ちに大きく関係していることが調査結果から見て取れます。

今般の国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」、「第2次京都府子どもの貧困対策推進計画」、「亀岡市子どもの生活状況調査」を踏まえ、亀岡市に住むすべての子どもの夢と育ちを応援するため、計画を策定しました。

2 子どもの貧困の捉え方

本計画において、「子どもの貧困」は、経済的な要因や社会的、文化的、歴史的などの要因により、子どもの生活や成長に必要なものや経験などが不足することで、子どもが健やかに育ち成長していく環境が損なわれている状況と捉えています。

3 計画の位置付け

本計画は、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、市区町村にも子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされたことを踏まえ策定します。

また、本計画は、亀岡市子どもの権利条例を踏まえて、本市の子どもの貧困対策を総合的に推進するために定めるものであり、法律及び大綱を踏まえつつ、府の計画と連携を図りながら、亀岡市総合計画のもと、亀岡市子ども・子育て支援事業計画、亀岡市教育振興基本計画など、関連する諸計画との整合性を図っていきます。

4 計画の期間と対象

本計画の計画期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間です。

本計画の対象は、妊娠期から18歳までのすべての子どもとその家庭とします。

5 基本理念

本計画では、亀岡市に暮らす子どもたちの未来をより一層輝かしいものとするために、すべての子どもたちが健やかに暮らし、夢と希望を持って成長していけるまちの実現を目指し、以下の理念を掲げます。

【基本理念】

子どもたちの権利と育ちを応援するまち かめおか

6 基本目標

(1) 子どもたちの学びを応援（教育の支援）

すべての子どもが質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の教育に関する支援を行います。また、地域の資源を活かし、行政、教育関係者等と連携を図りながら、子どもの学習支援を行うとともに、子どもの学ぶ意欲や自己肯定感を高める取り組みを推進します。

(2) 子どもたちの生活の安定を応援（生活安定の支援）

貧困の状況にある子ども及びその保護者が社会的孤立に陥ることのないよう、生活に関する相談に応じ、適切なサービスにつなげるなど、適宜、関係機関と連携し、生活に関する支援のために必要な施策を推進します。

(3) 保護者の生活を応援（保護者の就労の支援及び経済的支援）

保護者に対する職業訓練の実施、その他保護者に対する就労の支援のために必要な施策を推進するとともに、ひとり親家庭や障がいのある人、生活に困難を抱えている人などの生活を支援するため、各種の手当等の支給、資金の貸付け、その他の経済的支援のために必要な施策を推進します。

さらに、就労や経済的支援以外にも、保護者の心や体の健康状態がよくないと、子どもへの影響があることから、保護者の心と体に寄り添う施策を推進していきます。

(4) 地域ぐるみでの応援（地域ぐるみの支援）

支援を必要とする子どもや家庭の生活を支援するため、地域における見守り体制や地域での安心・安全ネットワークづくりのために必要な施策を推進します。

また、支援が届きにくい子どもや家庭を支援するため、子育てや家庭教育に関する情報提供や利用手続きの改善とサービスの周知について必要な施策を推進します。

7 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

子どもたちの権利と育ちを応援するまち
かめおか

基本目標1

子どもたちの
学びを応援
(教育の支援)

(1) 生活困難世帯等への学習支援

(2) 生活困難世帯等への就学支援

(3) 相談支援体制の充実

基本目標2

子どもたちの生活の
安定を応援
(生活安定の支援)

(1) 妊産婦や乳幼児等のある家庭への支援

(2) 子どもの生活支援

(3) 子どもや子育てに関する相談支援

基本目標3

保護者の生活を応援
(保護者の就労の支援
及び経済的支援)

(1) 保護者に対する自立・就労支援

(2) ひとり親に対する自立・就労支援

(3) 支援を必要とする保護者への支援

(4) 支援を必要とするひとり親への支援

基本目標4

地域ぐるみでの応援
(地域ぐるみの支援)

(1) 子どもの孤立防止と見守り支援

(2) 子育て世帯への情報提供

8 目標指標

本市では、国の「子供の貧困対策に関する大綱」が示す指標を踏まえ、具体的な施策の展開と整合を図り、基本目標ごとに目標指標を設定します。

【基本目標1 子どもたちの学びを応援】

目標指標	現況（令和2年度）	目標（令和7年度）
①亀岡市地域未来塾の実施時間	中学3年生 275時間	中学3年生 530時間
②学力の向上	京都府学力診断テスト 正答率50%以上の割合74.3% （割合の数は、平成29年度から令和3年度の各学年の平均値）	京都府学力診断テスト 正答率50%以上の割合79.3% （割合の数は、各学年の平均値）
③勤労体験的教育の取組校	48%	100%

【基本目標2 子どもたちの生活の安定を応援】

目標指標	現況（令和2年度）	目標（令和7年度）
①乳児家庭訪問全戸訪問の訪問率	85%	100%
②妊娠応援プランの作成率	58%	80%
③虫歯の無い3歳半の幼児の割合	80%	90%
④養育支援訪問の件数	75件	150件
⑤保育所入所待ちの解消	135人	0人

【基本目標3 保護者の生活を応援】

目標指標	現況（令和2年度）	目標（令和7年度）
①家計改善支援事業の改善率（生活困窮世帯）	38%	65%
②ファミリーサポートセンター事業の相互援助活動件数	929件	1,200件
③公正証書等により養育費の取決めをしている割合	20% （令和3年度）	25%
④ひとり親家庭への総合的な支援のための相談体制の充実	整備	構築

【基本目標4 地域ぐるみでの応援】

目標指標	現況（令和2年度）	目標（令和7年度）
①家庭相談受付件数	299件	420件
②地域における見守り体制の構築（こども食堂、居場所、こども宅食、学習支援等）	整備	構築

9 子供の貧困に関する指標比較表

No	指 標	亀岡市 数値	京都府 数値	全国 数値	数値の根拠
1	生活保護世帯の子供の高等学校等進学率	100%	94.5%	93.7%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。）の卒業生数 分子：高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程の入学人数 （H30.4.1現在） 市：地域福祉課調べ
2	生活保護世帯の子供の高等学校等中退率	3.6%	6.3%	4.1%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校の4月の在籍者総数 分子：その年の翌年3月までに中退した者の数 （H30.4.1現在） 市：地域福祉課調べ
3	生活保護世帯の子供の大学等進学率	35.3%	44.1%	36.0%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課程又は一般課程）、各種学校又は公共職業能力開発施設の卒業生数 分子：大学、短期大学、専修学校（専門課程又は一般課程）、各種学校への進学者数 （H30.4.1現在） 市：地域福祉課調べ
4	児童養護施設の子供の進学率（中学校卒業後）	—	100%	95.8%	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ 分母：その年度末に中学校を卒業した者の数 分子：その年度の翌年度（5月時点）に高等学校等又は専修学校等に進学している者の数 （H30.5.1現在） 市：厚生労働省調査のため、都道府県単位の数値はあるが、それ以下の市町村単位の数値は不明。
5	児童養護施設の子供の進学率（高等学校卒業後）	—	63%	30.8%	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ 分母：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の卒業生及び高等専門学校（3学年）を修了した者の数 分子：大学、短期大学、高等専門学校（4学年に進級した者）、専修学校、各種学校、公共職業訓練施設への進学者数 （H30.5.1現在） 市：厚生労働省調査のため、都道府県単位の数値はあるが、それ以下の市町村単位の数値は不明。
6	ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園等）	—	母子 85.3% 父子 81.3%	81.7%	国：平成28年度全国ひとり親世帯等調査 府：平成28年度京都府母子・父子世帯実態調査 分母：母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者の数 分子：保育先が保育所、幼稚園、認定こども園である割合 市：京都府の母子・父子世帯実態調査のため、各市町村単位ではデータ抽出していないので数値不明。
7	ひとり親家庭の子供の進学率（中学校卒業後）	—	—	95.9%	国：平成28年度全国ひとり親世帯等調査 府：平成28年度京都府母子・父子世帯実態調査 分母：母子世帯又は父子世帯の16歳の者の数 分子：高等学校、高等専門学校に在籍者数 市：京都府の母子・父子世帯実態調査のため、各市町村単位ではデータ抽出していないので数値不明。
8	ひとり親家庭の子供の進学率（高等学校卒業後）	—	母子 65.3% 父子 63.2%	58.5%	国：平成28年度全国ひとり親世帯等調査 府：平成28年度京都府母子・父子世帯実態調査 分母：母子世帯又は父子世帯の19歳の者の数 分子：大学、短期大学、専修学校、各種学校の在籍者数 市：京都府の母子・父子世帯実態調査のため、各市町村単位ではデータ抽出していないので数値は不明。
9	全世帯の子供の高等学校中退率	—	1.0%	1.4%	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 分母：高等学校に在籍者数 分子：高等学校中退者数 平成30年度調査 市：文部科学省調査のため、都道府県単位の数値はあるが、それ以下の市町村単位の数値は不明。
10	全世帯の子供の高等学校中退者数	—	750人	48,594人	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（平成30年度調査） 市：文部科学省調査は、都道府県単位の数値はあるが、それ以下の市町村単位の数値は不明。
11	SSWによる対応実績のある学校の割合（小学校）	100%	100%	50.9%	平成30年度文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 分母：全公立小学校数 分子：補助事業を活用したSSWによる対応実績のある小学校の数
12	SSWによる対応実績のある学校の割合（中学校）	100%	100%	58.4%	平成30年度文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 分母：全公立中学校数 分子：補助事業を活用したSSWによる対応実績のある中学校の数

No	指 標	亀岡市 数値	京都府 数値	全国 数値	数値の根拠
13	S Cの配置率（小学校）（巡回派遣校含む）	100%	100%	67.6%	平成30年度文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 分母：全公立小学校数 分子：補助事業を活用したS Cが配置された小学校の数
14	S Cの配置率（中学校）（巡回派遣校含む）	100%	100%	89.0%	平成30年度文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ 分母：全公立中学校数 分子：補助事業を活用したS S Wによる対応実績のある中学校の数
15	就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）	100%	62.5%	65.6%	平成29年度文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母：全回答市町村数 分子：「毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答し、かつ「入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している」と回答した市町村数 市：平成29年度上記調査において、「どちらも配布している」と回答。
16	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（小学校）	100%	48.0%	47.2%	平成30年度文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母：全回答市町村数 分子：「前年度までに実施」と回答した市町村数 市：平成30年度上記調査において、「前年度までに実施」と回答。
17	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（中学校）	100%	52.0%	56.8%	平成30年度文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母：全回答市町村数 分子：「前年度までに実施」と回答した市町村数 市：平成30年度上記調査において、「前年度までに実施」と回答。
18	高等教育の修学支援新制度の利用者数（学校種別）	—	—	—	高等学校の修学支援新制度（給付型奨学金、授業料等減免）を当該年度において利用した者の数 ※高等教育の修学支援新制度については令和2年4月より開始。 （出所：独立行政法人日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ）
19	滞納経験（電気・ガス・水道）ひとり親世帯	電気 8.8% ガス 9.3% 水道 10.7%	—	電気 14.8% ガス 17.2% 水道 13.8%	生活と支え合いに関する調査（特別集計）：平成29年度調査 分母：ひとり親世帯数 分子：滞納があったと答えた世帯数 市：令和2年度亀岡市子どもの生活状況調査
20	滞納経験（電気・ガス・水道）子供のいる全世帯	電気 3.5% ガス 3.3% 水道 4.2%	—	電気 5.3% ガス 6.2% 水道 5.3%	生活と支え合いに関する調査（特別集計）：平成29年度調査 分母：子供がいる世帯数 分子：滞納があったと答えた世帯数 市：令和2年度子どもの生活状況調査
21	過去1年の食料困窮経験及び衣服が買えない経験（ひとり親世帯）	食品 19.6% 衣服 26.6%	—	食品 34.9% 衣服 39.7%	生活と支え合いに関する調査（特別集計）：平成29年度調査 分母：ひとり親世帯数 分子：「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯数 市：令和2年度亀岡市子どもの生活状況調査
22	過去1年の食料困窮経験及び衣服が買えない経験（子供のいる全世帯）	食品 10.9% 衣服 15.5%	—	食品 16.9% 衣服 20.9%	生活と支え合いに関する調査（特別集計）：平成29年度調査 分母：子供がいる世帯数 分子：「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯数 市：令和2年度亀岡市子どもの生活状況調査
23	子供がある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがないと答えた人の割合（ひとり親世帯）	相談 2.8% お金援助 14.4%	—	相談 8.9% お金援助 25.9%	生活と支えあいに関する調査（特別集計）：平成29年度調査 分母：個人票の有効回答者のうち、子供がいる世帯に属する個人の数 分子：「頼れる人がいない」と回答した個人の数 注）等価世帯所得の十分位階級とは、世帯を等価世帯所得（世帯人員数を勘案した世帯所得）の低い方から高い方に並べてそれぞれの世帯数が等しくなるように十等分したもので、低い方のグループから第1十分位、第2十分位……第10十分位という。 なお、平成29年度調査では税・社会保険料を引いた可処分所得について調査。 市：令和2年度亀岡市子どもの生活状況調査 ※1：生活困難層で「頼れる人がいない」の割合
24	子供がある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがないと答えた人の割合（等価世帯所得第1～3十分位）	相談 6.1% お金援助 20.7%※1	—	相談 7.2% お金援助 20.4%	

No	指 標	亀岡市 数値	京都府 数値	全国 数値	数値の根拠
25	ひとり親家庭の親の就業率 (母子家庭)	—	89.3%	80.8%	平成27年国勢調査 分母：母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親の数 分子：就業者数 ※50万人未満の自治体については、国勢調査集計項目として設定がなされていないため、数値不明。
26	ひとり親家庭の親の就業率 (父子家庭)	—	92.9%	88.1%	平成27年国勢調査 分母：父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親の数 分子：就業者数 ※50万人未満の自治体については、国勢調査集計項目として設定がなされていないため、数値不明。
27	ひとり親家庭の親の正規 の職員・従業員の割合 (母子世帯)	—	39.6%	44.4%	平成27年国勢調査 分母：母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親のうち、就業して いる者の数 分子：正規の職員及び従業員の数 ※50万人未満の自治体については、国勢調査集計項目として設定がなされていないため、数値不明。
28	ひとり親家庭の親の正規 の職員・従業員の割合 (父子世帯)	—	60.5%	69.4%	平成27年国勢調査 分母：父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親のうち、就業して いる者の数 分子：正規の職員及び従業員の数 ※50万人未満の自治体については、国勢調査集計項目として設定がなされていないため、数値不明。
29	子供の貧困率 (国民生活基礎調査)	11.2%	—	13.9%	平成27年国民生活基礎調査 分母：子供（17歳以下）の数 分子：等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない子供の数 市：令和2年度亀岡市子どもの生活状況調査。上記国の調査に係る算出 要件と違うことに留意。
30	子供の貧困率 (全国消費実態調査)	—	—	7.9%	平成26年全国消費実態調査 分母：子供（17歳以下）の数 分子：等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない子供の数
31	ひとり親世帯の貧困率 (国民生活基礎調査)	—	—	50.8%	平成27年国民生活基礎調査 分母：子供のいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のう ち、大人（18歳以上）が一人の世帯の世帯員数 分子：等価可処分所得が貧困線に満たない子供のいる現役世帯のうち、 大人が一人の世帯の世帯員数
32	ひとり親世帯の貧困率(全国 消費実態調査)	—	—	47.7%	平成26年全国消費実態調査 分母：大人（18歳以上）一人と子供（17歳以下）からなる世帯の世帯員 数 分子：等価可処分所得が貧困線に満たない大人一人と子供からなる世帯 の世帯員数
33	ひとり親家庭のうち養育 費についての取決めをし ている割合（母子世帯）	—	—	42.9%	平成28年度全国ひとり親世帯等調査 分母：母子世帯の親の数 分子：養育費の取り決めをしている親の数
34	ひとり親家庭のうち養育 費についての取決めをし ている割合（父子世帯）	—	—	20.8%	平成28年度全国ひとり親世帯等調査 分母：父子世帯の親の数 分子：養育費の取り決めをしている親の数
35	ひとり親家庭で養育費を 受け取っていない子供の 割合 (母子世帯)	—	—	69.8%	平成28年度全国ひとり親世帯等調査（特別集計） 分母：母子世帯の子供の数 分子：養育費を現在受け取っていない母子世帯の子供の数
36	ひとり親家庭で養育費を 受け取っていない子供の 割合 (父子世帯)	—	—	90.2%	平成28年度全国ひとり親世帯等調査（特別集計） 分母：父子世帯の子供の数 分子：養育費を現在受け取っていない父子世帯の子供の数

亀岡市子どもの貧困対策推進プラン【概要版】

令和4年3月

発行：亀岡市 編集：亀岡市 こども未来部 子育て支援課

住所：〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地

TEL：0771-22-3131（代表） FAX：0771-25-5128